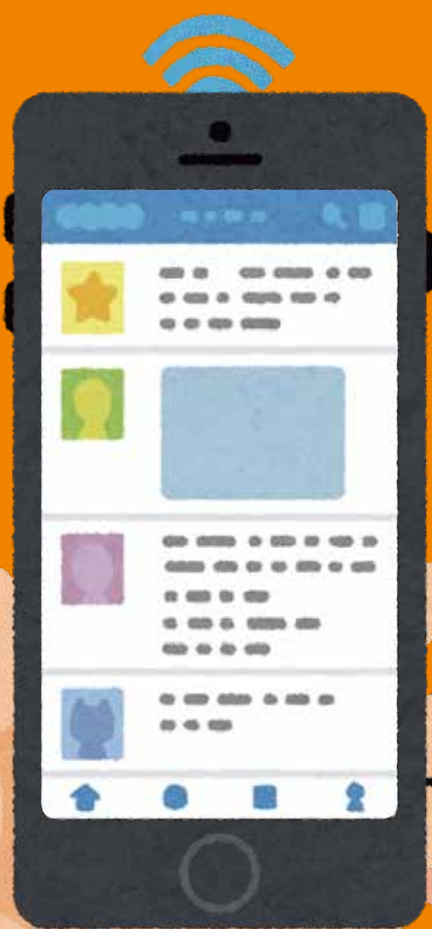


～児童生徒を危険から守るためにできること～

情報モラル教育

指導マニュアル

中級編（中・高校生向け）



愛媛県警察本部

～児童生徒を危険から守るためにできること～

情報モラル教育 指導マニュアル

中級編（中・高校生向け）



目次

01 はじめに

中級編（中・高校生向け）

- 02 不適切な動画投稿（バイトテロ）
- 03 ネット上での誹謗中傷
- 04 不正アクセスによるゲームの乗っ取り
- 05 児童ポルノ（自画撮り・拡散）被害

06～ アンケート

中・高校生対象



学習活動例

(50分授業の場合)

導入	展開	まとめ
10分	30分	10分
①本時のねらいを理解し、学習の課題を明確にする。	②映像教材（本編約4分30秒）を視聴する。 ③防止するための方法を考える。 ●事例で何が問題だったか、まず個人で考える。適宜、メモを取らせる。 ●ペアまたはグループで問題点を話し合い、防止するためにはどうすれば良いかを考える。 ●話し合ったことをクラス全体に発表する。 ④映像教材（解説約2分）を視聴する。	⑤本時の総括を行う。 ●アンケート（P6～）を記入する。

はじめに



近年、刑法犯認知件数や少年非行が減少傾向にある一方で、インターネットをきっかけとした犯罪やトラブルが社会問題となっており、子供たちが巻き込まれる事件も増加しています。

今回制作した映像教材には、実際に愛媛県などで起こった事件や事例を基にした再現ドラマを収録しています。実例を具体的に示すことにより、子供たちに、インターネットの世界で起きている犯罪やトラブルは決して他人事ではなく、誰にでも起こりうるのだと認識し、自分の事として考えてもらうことがねらいです。

この教材の活用を通じて、子供たちが自ら考え学ぶことにより情報モラル意識を高め、インターネットに起因する非行や犯罪被害を防止しつつインターネットを有効に活用し、情報社会で安全に安心して生き抜く力を身に付けてほしいと願っています。

終わりにになりましたが、教材の制作に御協力をいただきました愛媛県教育委員会及び関係者の皆様、そして映像教材に出演していただいた県内の中学校及び高等学校演劇部の皆様に、深く感謝の意を表します。

協力校

伊予高等学校／松山東雲中学・高等学校／松山商業高等学校
松山東高等学校／松山南高等学校

愛媛県警察本部生活安全部少年課

授業を実施する教員の方へ～教材の使い方～

- 1 愛媛県警察本部のホームページから、授業で使いたいテーマの映像教材と対応する指導マニュアルをダウンロードして、授業のねらいや指導ポイント等を確認する。

※指導のポイントに対応した場面の静止画ファイル（黒板貼付用）も印刷できます。
<https://www.police.pref.ehime.jp/syounen/jouhou.html>

- 2 インターネット利用に起因する犯罪被害等の実態についての資料をダウンロードして、最新の実態を把握する。
- 3 学習活動例（指導マニュアル目次）に沿って授業を行う。
- 4 アンケート（指導マニュアル6ページ～）を行う。





アルバイト先での悪ふざけ動画が 拡散・炎上し、取り返しのつかない事態に…

動画の概要 飲食店でアルバイトをしているサトシとマサキ。閉店後の店内で『食器をゴミ箱に放り込み、それを再び拾って置き場に戻す』という悪ふざけの動画を撮影した。2人は軽い気持ちで友人のショウに動画を送信。面白いと思ったショウがネット上に公開したところ、瞬く間に炎上し、特定されてしまった3人の個人情報や多くの非難とともに動画が拡散してしまう。さらに、この騒動によって大きなイメージダウンや売り上げ減少の被害を受けた飲食店から被害届が出され、3人は警察で取り調べを受けることとなった。

ねらい

- 悪ふざけのつもりでも、行為によっては犯罪になることを理解させる。
- 書き込みや画像などがネット上に拡散すれば、すべてを削除することは不可能なことを理解させる。
- 度を過ぎた悪ふざけが、進学や就職など自分たちの人生の節目に悪い影響を与える危険性があることを理解させる。

▶ 0'55"のシーン



問題点

- ◆ ネット上に流出する可能性を全く考えずに、悪ふざけの動画を撮影した。
- ◆ 悪ふざけの内容が店にどれほどの影響を与えるか真剣に考えなかった。

指導のポイント

- ◆ 真剣に考えず罪の意識がほとんどなかったとしても、行為によっては罪に問われる。
- ◆ 業務妨害の罪に問われるだけでなく、高額(数百万円、数千円)な賠償金を請求される可能性もある。

※ 偽計業務妨害罪
刑法第233条(3年以下の懲役又は50万円以下の罰金)

▶ 1'40"のシーン



問題点

- ◆ 飲食店が受ける影響や他の従業員、お客さんなどを顧みることなく、多くの再生回数や『いいね』が欲しい一心で動画を投稿した。

指導のポイント

- ◆ 仲間内で楽しむために撮影した動画であっても、当事者の思惑から外れ、第三者がネット上で公開してしまう可能性がある。
- ◆ 「この動画は面白い。多くの人に見てもらって再生回数を伸ばしたい。『いいね』をつけてもらいたい」という思惑が、自分だけでなく友達や多くの関係者を巻き込んだ大きなトラブルや犯罪に発展するおそれがあることを理解させる。
- ◆ 動画を撮影するときやSNSに投稿するとき、ネット上に公開するときの注意すべき点、守るべきルールを考えさせる。特に「人に迷惑を掛けないか」ということを多角的に考えさせ、その投稿などが本当に必要なものなのかをよく考えさせる。

※ 第三者が不快に感じる動画を撮らない、公開範囲を設定したとしても誰かがSNSで公開するかもしれない、その動画の撮影場所や行為が誰かに迷惑を掛けないか、撮影している行為は人としてやってもいいことなのか

▶ 3'29"のシーン



問題点

- ◆ インターネット上に負の情報が残り続けることで、進学や就職など将来の自分だけでなく、大切な人にも影響を与える可能性がある。

指導のポイント

- ◆ インターネット上に半永久的に残ってしまう負の情報のことを「デジタルタトゥー」と呼び、少年たちが書き込んだ内容や個人情報はネットの世界に残り続け、マイナス情報を発信し続けることを理解させる。
- ◆ SNSへの投稿は記録が残るものであることを理解して、言葉や画像の内容をよく考えて発信することが大切であることを周知する。

法律解説

偽計業務妨害罪(刑法第233条)

『虚偽の風説を流布し、又は偽計を用いて、人の信用を毀損し、又はその業務を妨害した者は、3年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する』

- 「偽計を用いて」とは、人を騙したり誘惑したり、あるいは人の勘違いや無知を利用する手段を用いることなどをいう。つまり、嘘の情報を用いたり、今回の事例のように「この店は不衛生な店である」といった勘違いを誘発させる行為を行うなどし、業務を妨害することで成立する罪。
- 今回の事例以外にも、客が商品にいたずらをする動画をネット上に公開する、他人に成りすましてネットで商品を大量注文するなどの行為も、偽計業務妨害罪に問われる可能性がある。
- 「殺すぞ」「爆発させるぞ」などの威勢を示して業務を妨害した場合(いわゆる殺害予告や爆破予告)は、威力業務妨害罪(刑法第234条)に問われる可能性がある。



SNS 上でのトラブルから名誉毀損事件に発展

動画の概要 サクラはSNSでアヤカと仲良くなったが、些細なことから仲違いしてしまう。サクラは腹いせにアヤカの悪口を別のSNSに書き込んだところ、アヤカがそれを見つけて激怒。復讐するためにタクミという男子大学生に成りすまし、サクラとSNSでメッセージ交換を始める。数日後、サクラがタクミに送った画像を掲載した虚偽の投稿がネット上に拡散。タクミはアヤカの成りすましだったことが分かり、サクラは警察に相談する。警察は名誉毀損容疑事件として捜査し、アヤカは検挙された。

ねらい

- ネットやSNS上に他人の悪口などを掲載することは、犯罪になる可能性があることを理解させる。
- SNSやメールは直接会って話すよりも気持ちが伝わりにくいことを理解させる。
- 匿名の投稿であっても、調べれば行為者は特定されることを理解させる。
- ネット上には成りすまし行為が数多く存在することを理解させる。

1'32"のシーン



問題点

◆ SNS のメッセージのやり取りでうまく気持ちが伝わらなかった。

指導のポイント

◆ SNS などでは直接会って話すよりも気持ちが伝わりにくいことを理解させる。
◆ ちょっとした行き違いからトラブルやいじめに発展する可能性があることを理解させる。

2'50"のシーン



問題点

◆ SNS で知り合った相手に名前や学校などの個人情報を教えてしまったこと。
◆ ネット上ではアヤカのような成りすまし行為が数多く存在すること。

指導のポイント

◆ 知らない人に個人情報を教えたり、写真を送らないのが第一。また写真などに写り込んでいる情報などから学校や住所が特定される危険もあることを理解し、画像や動画の送信や投稿の際の注意点を考えさせる。
◆ ネット上で知り合った相手のプロフィールや発言を簡単に信用しない。「個人情報を教えない」「画像などを送らない」「直接会わない」の3点を守ることを周知する。

5'10"のシーン



問題点

◆ ネット上に他人を誹謗中傷する内容を書き込んだこと。

指導のポイント

◆ 被害の届け出を受けて警察が捜査をすれば、書き込んだ人間は特定されることから、他人の悪口や、拡散・炎上を狙った書き込みをしてはいけないことを理解させる。
◆ 書き込んだ内容が事実か虚偽かは関係なく、場合によっては犯罪に問われる可能性があることを周知する。

※ 名誉毀損罪

刑法第230条第1項 (3年以下の懲役又は禁錮又は50万円以下の罰金)

名誉毀損罪 (刑法第230条第1項)

『公然と事実を摘示し、人の名誉を毀損した者は、その事実の有無にかかわらず、3年以下の懲役若しくは禁錮又は50万円以下の罰金に処する』

- 人の名誉を害する事実を不特定または多数人が認識できる状態にすることで成立する罪。例えば「○○君はいつもテストでカンニングをしている」など、具体的事実(真実か虚偽かは関係ない)を誰でも自由に見ることができるネットの掲示板やSNSへ投稿する、クラスや友人たちで作ったLINEのグループトークやタイムラインなどへ書き込むなどの行為が想定される。
- 「バカ」「無能なヤツ」など、具体的な事実を示さず公然と人を侮辱した場合は侮辱罪(刑法第231条)に問われる可能性がある。



友人のIDとパスワードを勝手に使って不正アクセス

動画の概要 タクヤがゲームアプリにアクセスすると初期状態に。IDを検索したところ、別のアカウント名に書き換えられていた。警察が捜査した結果、友人ユウキが容疑者として浮上。ユウキは以前タクヤに教えてもらった別のゲームのIDとパスワードを引用しログインに成功した後、IDとパスワードを変更しタクヤのデータを自分のものにしていた。

ねらい

- 他人のID・パスワードを無許可で使用し、ゲームやSNSにアクセスすることが犯罪であることを理解させる（スマートフォンのアイコンをタップしてゲームなどにアクセスする行為も同じく犯罪になる可能性がある）。
- 自分のアカウント（ID・パスワード）やスマートフォンを適切に管理する方法を理解させる。

3'05"のシーン



問題点 ◆画面がロックされていない状態でスマートフォンから離れたこと。

指導のポイント ◆スマホから離れたときは画面をロックする、人前に放置しないなど、自分のスマホを管理してトラブルを未然に防ぐ方法を理解させる。

3'20"のシーン



問題点 ◆ゲームのIDやパスワードを友達に教えていたこと。
◆同じIDとパスワードを複数のアプリで使い回していたこと。

指導のポイント ◆友達であってもIDやパスワードを教えたりしない、また誕生日など推測されやすいパスワードを設定しないよう指導する。
◆同じIDやパスワードを複数のアプリで使い回すことの危険性を理解させる。

3'44"のシーン



問題点 ◆他人のIDやパスワードを無断で使用して、ゲームにログインしたこと。
◆誘惑に負けてゲームデータを乗っ取ってしまったこと。

指導のポイント ◆無許可で他人のID・パスワードを入力し、ゲームやSNS、サイトなどにログインするだけで犯罪になることを理解させる（ログイン後の実質的被害の有無は関係ない）。

※ 不正アクセス行為の禁止等に関する法律違反（通称：不正アクセス禁止法）
同法律第2条第4項第1号、第3条、第11条（3年以下の懲役又は100万円以下の罰金）

◆ID・パスワードを入力しなくても、他人のスマホのアプリ等を起動（アイコンをタップ）するだけでも、不正アクセス行為に該当する可能性があることを理解させる。

法律解説

不正アクセス行為の禁止等に関する法律

- 他人のIDやパスワード等を無断で使用し、ゲームやSNS、インターネットサイトなどにログインする行為が法律で禁止されており、他人のメールをのぞき見したり、ゲームのアイテムを盗むなどの具体的な行為がなくても、ログインしただけで不正アクセス行為として法律違反となる（同法律第3条※3年以下の懲役又は100万円以下の罰金）。
- IDなどを入力しなくても、通常はスマートフォンのアプリをタッチすれば、すぐに起動（ログイン状態）になるが、これはIDやパスワード等が自動入力されているに過ぎないので、アプリをタッチし起動させる行為が不正アクセスとなり、罪に問われる場合もある。
- 不正アクセスをした後に他人のゲームデータのアイテムを不正に転送したり、会社のホームページを改ざんして営業を妨害したりするなどすれば、さらに別の罪に問われる場合もある。

動画解説【中級編(中・高校生向け)】

～児童ポルノ(自画撮り・拡散)被害～



信用していた人に送信した裸の画像が拡散

動画の概要

好意を寄せていたマサキから裸の写真を要求されたヒナホは嫌われたくないという気持ちから裸の写真を送信してしまう。面白がったマサキが写真をグループ内で共有すると、瞬間に拡散してしまった。ヒナホは掲示板に上がっている写真を発見し、警察へ相談。裸の写真を送らせたマサキだけではなく、拡散に関わった少年たちも警察に検挙された。

ねらい

- 児童ポルノ禁止法等で禁止されている行為(製造、要求、送信、SNSや掲示板などへの掲載、性的目的の所持)について理解させる。
- 一度ネット上に広まった情報や写真をすべて削除することは不可能であること、裸や下着姿の写真を撮らないこと、交際相手や友達であっても絶対に送ってはいけないことを理解させる。

1'20"のシーン



問題点 ◆裸の写真を要求したこと。

指導のポイント

- ◆ 改正された愛媛県青少年保護条例では、裸の写真を要求すること自体が禁止されている。拒否されたのに、しつこく要求したり、騙すなど不当な方法で要求した場合は罰則もあることを理解させる。
- ◆ 自画撮りを要求された時点で、1人で悩まず、先生や家族、警察などに相談することを周知する。

2'00"のシーン



問題点 ◆裸の写真を送信してしまったこと。

指導のポイント

- ◆ 自画撮り被害は年々増加傾向にあり、被害者のほとんどが中・高校生であることから、危険が身近に迫ってきていることを理解させる。
- ◆ 一度ネット上に拡散すれば、不特定多数の者にコピーされ、すべてを削除することは不可能であることを理解させる。
- ◆ 絶対に自分の裸の写真を撮らないように徹底させる。
- ◆ ネット上で知り合った相手はもちろんのこと、交際相手であっても、自画撮りを送らないことを周知する。自分のことを大切に思ってくれている人が、本当に裸の写真を要求してくるかを考えさせる。

2'30"のシーン



問題点 ◆裸の写真をSNSで友達に送ったり、ネット上に投稿したりしたこと。

指導のポイント

- ◆ 裸の写真を撮ること、相手に撮らせて送らせること、その写真を他人に送ること、掲示板やLINEグループなどに投稿すること、性的な目的で画像データを持っていることなど、すべてが犯罪であることを理解させる。

※ 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律違反
第7条第2項(提供)、第4項(製造)(3年以下の懲役又は300万円以下の罰金)
第6項(公然陳列)(5年以下の懲役若しくは500万円以下の罰金)

法律解説

児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律

- 「児童ポルノ」とは、児童(18歳未満の者)との性行為の様子や、性器や胸・尻などを露出又は強調させた姿などを撮影した写真、画像データなどをいう(男子の性器等を撮影したものも児童ポルノに該当する)。
- 児童ポルノは、性的目的での所持(スマートフォンなどにデータを保存する行為)、製造(スマートフォンなどで撮影する、または撮影させる行為)、提供(メール、LINEなどで送信する行為)、公然陳列(SNSなどに投稿する行為)などが法律で禁止されており、これに違反すると罰則(3年以下の懲役又は300万円以下の罰金など)もある。

愛媛県青少年保護条例

- 愛媛県青少年保護条例が改正され、平成31年4月1日からは、青少年(18歳未満の者)に対し、自画撮りを要求する行為自体が禁止され、拒否されたのにしつこく要求したり、騙したり脅したりするなど不当な方法により要求した場合には罰則(30万円以下の罰金)もある。

【 ① 不適切な動画投稿 (バイトテロ) 】

問1 あなたは、スマートフォンやタブレットなど、インターネットに接続できる端末を持っている、または今までに使ったことがありますか？

- 1 はい (問2へ) 2 いいえ (問4へ)

問2 ツイッターなどのSNSや動画投稿サイトなどに、自分や友達などが撮影した画像や動画を投稿したことがありますか？

- 1 ある (問3へ) 2 ない (問4へ)

問3 画像や動画を投稿した際、自分や周りに与える影響や拡散される危険性などについて考えましたか？

- 1 きちんと考えた 2 少し考えた 3 あまり考えなかった 4 全く考えなかった

問4 授業を受けて、画像や動画を投稿する際、自分や周りに与える影響や拡散される危険性などについて気を付けようと思いましたか？

- 1 とても思った 2 少し思った 3 あまり思わなかった 4 全く思わなかった

問5 今日のインターネットに関する授業を受けて、どのような感想を持ちましたか？

--

【 ② ネット上での誹謗中傷 】

問1 あなたは、スマートフォンやタブレットなど、インターネットに接続できる端末を持っている、または今までに使ったことがありますか？

- 1 はい(問2へ) 2 いいえ(問4へ)

問2 ラインやツイッターなどのSNSに友だちの悪口などを書き込んだことはありますか？

- 1 ある(問3へ) 2 ない(問4へ)

問3 悪口などを書き込んだとき、書かれた本人が見たらどう思うか、この書き込みがいじめになるのではないかということなどについて、よく考えましたか？

- 1 きちんと考えた 2 少し考えた 3 あまり考えなかった 4 全く考えなかった

問4 授業を受けて、軽い気持ちの悪口でも犯罪やトラブル・いじめ問題などに発展するおそれがあると聞いて、今後はどうしようと思いますか？

- 1 絶対に書き込まない 2 たぶん書き込まない 3 書き込むかもしれない 4 書き込む

問5 今日のインターネットに関する授業を受けて、どのような感想を持ちましたか？

【 ③ 不正アクセスによるゲームの乗っ取り 】

問1 あなたは、スマートフォンやタブレットなど、インターネットに接続できる端末を持っている、または今までに使ったことがありますか？

- 1 はい(問2へ) 2 いいえ(問4へ)

問2 友達や家族のスマホなどをタップしてゲームやSNSにログインしたり、実際に遊んだりしたことはありますか？

- 1 ある(問3へ) 2 ない(問4へ)

問3 他人のスマホを勝手に操作したとき、悪いことをやっているという意識や犯罪になるかもしれないという気持ちはありましたか？

- 1 あった 2 少しあった 3 あまりなかった 4 全くなかった

問4 授業を受けて、今後他人のゲームやSNSなどを本人の許可なく使おうと思いますか？

- 1 思わない 2 あまり思わない 3 使うかもしれない 4 絶対に使う

問5 今日のインターネットに関する授業を受けて、どのような感想を持ちましたか？

【 ④ 児童ポルノの自撮り・拡散被害 】

問1 自分の裸の写真を他人に送ることに抵抗はありますか？

- 1 抵抗がある 2 特にない 3 わからない

問2 自分が信用している友だちや交際相手から裸の写真を要求された場合、断ることによって相手との関係が悪化したり壊れたりすることに不安を感じますか？

- 1 感じる 2 感じない 3 わからない

問3 授業を受けて、自分の裸の画像がネット上に拡散してしまった場合、進学・就職・結婚など将来にわたって多大な影響を与えてしまうということがわかりましたか？

- 1 よくわかった 2 わかった 3 あまりわからなかった 4 全くわからなかった

問4 授業を受けて、今後友だちや交際相手など自分が信用している相手から裸の写真を送ってほしいと頼まれた場合、あなたはどのようにしますか？

- 1 絶対送らない 2 たぶん送らない 3 送るかもしれない 4 送る

問5 今日のインターネットに関する授業を受けて、どのような感想を持ちましたか？



愛媛県警察本部 少年課

〒790-8573 愛媛県松山市南堀端町 2-2

TEL. 089-934-0110



愛媛県警